

貝塚市浸水対策条例をここに公布する。

令和7年12月16日

貝塚市長

貝塚市条例第41号

貝塚市浸水対策条例

(目的)

第1条 この条例は、市における浸水対策に関する基本理念その他浸水対策を推進するための基本となる事項を定めることにより、浸水被害の予防及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことができるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水対策 下水道その他の排水施設の整備並びに地下に浸透しないで流出する雨水の抑制、水防体制の充実その他の浸水被害の予防及び軽減を図るための総合的な対策をいう。
- (2) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の軽減を目的とするものをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 公共施設 市、国又は他の地方公共団体が設置し、又は管理する道路、公園、庁舎、教育施設その他の施設をいう。
- (6) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
 - イ 建築基準法第2条第13号に規定する建築
 - ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定する行為
 - エ 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同項第9号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置
- (7) 開発者 開発行為等を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 浸水対策は、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることに鑑み、これらの者の相互の理解と連携の下、協働して行わなければならない。

2 市、市民及び事業者は、自然と人が共生する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを基本として浸水対策を行わなければならない。

(雨水流出抑制施設の設置等)

第4条 市は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、市が公共施設の新築又は改築（以下「新築等」という。）をする場合には、雨水流出抑制施設の設置について検討しなければならない。

- 2 市長は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、国又は他の地方公共団体が、市の区域内において公共施設の新築等又は管理をする場合には、雨水流出抑制施設の設置について検討するよう当該国又は他の地方公共団体に要請するものとする。
- 3 市の区域内に存する土地又は建築物の所有者又は占有者は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、その所有し、又は占有する土地又は建築物の敷地において新築等をする場合には、雨水流出抑制施設の設置について検討するよう努めなければならない。
- 4 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(浸水に備えるための対策)

第5条 市は、ため池その他雨水を一時的に貯留することができる施設又はその取組を行うことができる農地等の管理者と協働し、浸水被害の予防及び軽減を図るための対策を講ずるように努めなければならない。

- 2 市は、山林及び緑地の所有者と連携して、山林及び緑地が有する保水及び遊水の機能を適切に保全することにより、その機能が維持されるよう努めなければならない。
- 3 市は、降雨及び河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の構築に努めなければならない。
- 4 市民は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、地域における防災活動の取組に積極的に参加するとともに、自助及び共助の意識を高め、水路等の排水機能の確保に努めなければならない。

(事前協議)

第6条 開発者は、市の区域内において、規則で定める規模以上の開発行為等（次に掲げるものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該開発行為等の実施に伴う雨水の流出を抑制するための計画を記載した書類（以下「雨水流出抑制計画」という。）を市長に提出し、当該雨水流出抑制計画その他必要な事項について、市長と協議しなければならない。雨水流出抑制計画の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 通常の管理行為又は軽易な開発行為等で、規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為等
 - (3) 市が行う開発行為等
 - (4) その他市長が協議の必要ないと認める開発行為等
- 2 開発者は、雨水流出抑制計画の作成に当たっては、市長が別に定める浸水対策に係る技術指針を遵守しなければならない。
 - 3 開発者は、第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が整ったときは、雨水流出抑制計画に基づき、開発行為等を行わなければならない。

(工事完了の届出)

第7条 開発者は、雨水流出抑制計画の内容に関する工事が完了したとき（貝塚市開発行為等の手続等に関する条例（令和7年貝塚市条例第10号）第14条第2項の場合を除く。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(検査等)

第8条 前条の規定による届出があった場合には、市長、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長その他関係する機関（以下「市長等」という。）は、遅滞なく、当該届出に係る工事が事前協議の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

2 市長等は、前項の規定による検査の結果、当該工事が事前協議の内容等に適合しないと認めるときは、これらに適合するよう開発者に是正を求めるものとする。

(勧告)

第9条 市長は、この条例の規定に違反した開発者に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定により勧告を受けた開発者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、必要があると認めるときは、当該開発者に対し、相当の期限を付けて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、開発者が前条の規定による命令に従わなかつたときは、当該開発者の氏名（当該開発者が法人の場合にあっては、その名称）、勧告及び命令によりとるべきものとされた措置の内容その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該開発者に当該公表の内容及びその理由を通知し、当該開発者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、開発者が前項の規定により意見を述べたときは、第1項の規定による公表に際し、当該意見の要旨も併せて公表しなければならない。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市長は、浸水対策を推進するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に技術的な支援を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第6条の規定に基づく事前協議に相当する手続に着手している開発行為等については、同条から第11条までの規定は、適用しない。